

玄関間口除雪を支援します



◆申し込みは10月31日（火）まで◆

利用できる方

横手市内に在住し、世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税であり、以下の①～④に該当する方のみで構成される世帯が対象です。

- ①65歳以上の高齢者
- ②障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者および障害年金受給者、自立支援医療受給者）
- ③義務教育修了前（15歳以下）の児童を養育する配偶者のいない女子
- ④義務教育修了前（15歳以下）の児童

ただし上記①～④に関わらず、以下の世帯は対象になりません。

対象外

×

- ・生活保護を受けている世帯
- ・親族等から援助（経済的なものも含む）を受けることができる世帯
- ・冬季間、入院または施設入所、別世帯に同居するなど、生活の実態がない世帯

支援の内容

作業内容 道路に面する間口から家屋玄関まで、一人が歩行できる範囲の除排雪

作業条件 市の除雪車が早朝の道路除雪した際に、一日一回行う

作業期間 令和5年12月20日（水）～令和6年2月29日（木）

利用料金

利用料金はワンシーズン25,300円～40,000円程度です。

◎除雪幅や距離、家屋周辺の状況等により、作業料金が異なります。

◎世帯の市民税課税状況により、費用の一部を市が助成します。

申請期間

令和5年10月2日（月）～10月31日（火）

◎期間を過ぎてからの申請については、作業員の確保が難しいため、事業を利用できない場合があります。

申請・問合せ先は裏面に記載⇒

申請窓口



庁舎	窓口	電話番号
横手 (本庁舎)	まるごと福祉課（1階7番窓口）	0182-23-5881
増田	増田市民サービス課	0182-45-5514
平鹿	平鹿市民サービス課	0182-24-1114
雄物川	雄物川市民サービス課	0182-22-2157
大森	大森市民サービス課	0182-26-2115
十文字	十文字市民サービス課	0182-42-5114
山内	山内市民サービス課	0182-53-2933
大雄	大雄市民サービス課	0182-52-3905